

輪島市監査公表第 38 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年12月2日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月22日（金） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 監理課の業務については、庁舎の外所管する施設や土地の管理・庁用自動車の維持管理・景観地保護管理等がある。各種業務での定期的な点検後の報告時には、必ず複数の職員で、確認し安全性確保に引きつづき努められたい。
- 職員が使用する公用車の事故発生については、事故の原因分析・責任の重大性の自覚を持たせ、徹底した安全運転励行への指導の充実・強化を図られたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①土地貸付料の滞納について

分納や年金支給時に納付と工夫を凝らし対応している。引きつづき滞納額削減に向けて取り組んでいただきたい。